鹿児島県 土木部 砂防課からお知らせ

「土砂災害防止法」に係る地形図作成の ための立ち入り調査にご協力をお願いします

○調査の目的および内容

鹿児島県では、「災害に強い安全な県土の形成」、とりわけ 「防災対策の充実・強化」を図るために、平成13年度から 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律(土砂災害防止法)」の推進に取り組んでおります。

この法律は、土砂災害から住民の皆さんの生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うものです。

今回は、これから調査を進めるにあたって必要な図面(地形図)を作成するために、現地において地形等を確認するための簡易な測量を実施します。

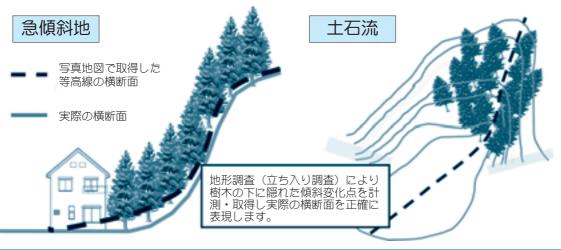
今後, 作成した図面をもとに, 土砂災害のおそれのある区域であるかどうかについて調査を行っていきます。

◎大崎町の調査区域は野方,永吉,仮宿,井俣,神領,益丸で,民地への立入り調査を5月下旬から9月初旬にかけて予定しております。また,その他の地区につきましても,次年度以降に順次,調査を行っていきます。

◎現地立入者は、県が発行した身分証明書を携帯しています。







問い合わせ先

- · 鹿児島県 砂防課 土砂災害防止推進班 TEL 0 9 9 2 8 6 3 6 1 8
- ・鹿児島県 大隅土木事務所 河川砂防課 TEL0994-82-1111(代表)
- ·大崎町役場 建設課 土木係

TL 76-1111(内線241)

